

(別紙)

業 務 概 要 書

この業務概要書は、令和8年3月19日付けで公告した公募型見積合せに関する業務概要書である。

1 業務名

導水管、送水管、配水管及び給水管修繕待機業務

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

本業務は、漏水事故等が発生した際に、別に契約する「導水管、送水管、配水管、給水管、工業用水道事業の配水管及び飲用水供給施設の修繕契約」（以下「修繕契約」という。）に基づく修繕（工業用水道事業の配水管及び飲用水供給施設を除く。）を迅速に施行させるため、必要な人員を待機させるものである。

なお、主な業務内容は、次のとおりである。

(1) 待機業務

ア 待機場所 下関市内（下関市菊川町、豊田町、豊浦町及び豊北町は除く。）とする。

イ 待機人員 次の表のとおりとする。

| 区分 | 時間帯 | 人員 |
|----|-------------------|-------------------|
| 平日 | 午前8時から 午後5時まで | 7名（うち配水管技能者は3名以上） |
| | 午後5時から 午後8時まで | 3名（うち配水管技能者は1名以上） |
| | 午後8時から 翌午前8時まで | 1名（配水管技能者） |

| | | |
|-------------|-------------------|-------------------|
| 休日・ 年末年始 | 午前8時から 午後5時まで | 5名（うち配水管技能者は2名以上） |
| 休日・ 年末年始 | 午後5時から 午後8時まで | 3名（うち配水管技能者は1名以上） |
| | 午後8時から 翌午前8時まで | 1名（配水管技能者） |

備考1 休日は、日曜日、土曜日、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号））及び令和8年8月13、14日とし、年末年始を除く。

備考2 年末年始は、令和8年12月29日から令和9年1月3日までの日とする。

備考3 配水管技能者は、（公社）日本水道協会に登録している配水管技能者とする。

(2) 修繕業務

受託者は、修繕の依頼を受けた場合は、指定場所へ直行し、修繕を施行するものとする。ただし、午後8時から翌午前8時の間に修繕の依頼を受けた場合は、指定場所へ直行し、漏水状況等を確認の上、必要な措置を行うものとする。この場合において、漏水状況等から緊急に修繕を施行する必要がある場合は、上下水道局水道管路課（以下「担当課」という。）に連絡し、担当課の指示により修繕を施行するものとする。

なお、修繕に要した費用については、別に契約する修繕契約に基づき支払うものとする。

4 その他

本業務内容の詳細については、別に配布する仕様書等により確認し、質問がある場合は「見積合せに関する質問書（様式5）」により、水道管路課管理係に問い合わせること。

5 本業務に直接関連する他の契約

本業務の履行に当たっては、下関市が別に発注する修繕契約の契約業者であることが必要であるため、本業務の契約候補者の決定については、修繕契約の予定総額を含めた見積価格を比較することにより決定する。

なお、修繕契約の主な内容は、次のとおりである。

(1) 契約名

導水管、送水管、配水管、給水管、工業用水道事業の配水管及び飲用水供給施設の修繕契約

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 契約の内容

材料及び工事費についての複数単価契約（1,799項目）に基づき、下関市が維持管理する導水管、送水管、配水管、給水管（下関市水道事業給水条例施行規程（平成17年水道局規程第36号）第33条第1項に規定する市において費用を負担することのできる範囲に限る。）、工業用水道事業の配水管、飲用水供給施設の配水管及び給水管（下関市飲用水供給施設の設置等に関する条例（平成17年条例第27号）第17条第4項に規定する市において修繕費用を負担することができる範囲に限る。）（以下「配水管等」という。）並びにこれらの属具の修繕を施行する。

(4) 実施場所

修繕を施行する範囲は、原則として下関市水道事業等の設置等に関する条例（平成17年条例第303号）第4条第1項に定める下関市水道事業の給水区域（以下「給水区域」という。）のうち本庁地区、彦島地区、長府地区、王司地区、清末地区、小月地区、王喜地区、川中地区、安岡地区、吉見地区、勝山地区、吉田地区及び内日地区（以下「旧下関市管内」という。）並びに下関市飲用水供給施設の設置等に関する条例（平成17年2月13日条例第27号）第1条に定める位置（下関市大字吉母字御崎及び奥御崎）とする。ただし、災害等の緊急時には給水区域のうち菊川町地区、豊田町地区、豊浦町地区及び豊北町地区（以下「総合支所管内」という。）についても施行することができるものとする。

(5) 修繕の対象

ア 配水管等及びこれらの属具の修繕並びに漏水修繕

イ 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の5第1項第1号の公共の消防のための消火栓に要する経費（消火栓取替、消火

- 栓高低変更、消火栓室据替及び消火栓室高低変更)に関する修繕
- ウ 仕切弁、空気弁、排水栓、止水栓等の修繕、取替及び栓高調整
- エ 道路工事等調整上必要な配水管等の修繕
- オ 濁水、出水不良に伴う調査及び漏水調査

※上記のうち、緊急性の高いものを、本業務の待機業者に依頼する。

(6) 発注規模

令和6年度 1, 828件 284, 060千円(税抜)

令和7年度(2月末まで) 1, 533件 253, 322千円(税抜)

※上記の件数及び金額は、旧下関市内地区の修繕契約業者が施行した件数及び金額の合計であり、「導水管、送水管、配水管及び給水管修繕待機業務」の契約業者以外が施行したものを含む。

なお、当該数値は、参考値であり、令和8年度の修繕契約の発注高を保証するものではない。

(7) その他

修繕契約の詳細については、別に配布する仕様書等により確認し、質問がある場合は「見積合せに関する質問書(様式5)」により、水道管路課管理係に問い合わせること。

以上